

**EP 特許出願の権利回復において出願人があらゆる相当の注意を払った
と認定されるのはどのような場合かが示された最近の EPO 審決**

2017年05月22日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

EPC121(1) が規定する手続の続行の請求期間である 2 ヶ月を徒過した場合には、権利喪失に関する通知 (Rule 135(1)) を EPO から受領しますが、最早、EPC121(1)下での救済を受けることはできません。このような場合、「あらゆる相当の注意 ("all due care")」を払ったにもかかわらず期限徒過してしまったと認められた場合には、EPC122 下の権利の回復による救済の余地があります。

審決例による基準によれば、上記の「あらゆる相当の注意 ("all due care")」を払ったにもかかわらず期限徒過してしまったと認められるためには、過誤が、例外的な状況のために生じたか、あるいは通常であれば十分に機能する監視システムにおける例外的な過誤であることを要します。

最近、ドッキング・システムへのデータ入力に関する審決が EPO 審判部によってくだされました。以下に、本件の詳細について説明します。

【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。